

旅館業を目的とした建築等の立地規制に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する<u>ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業</u>をいう。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業</u>をいう。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>